

令和6年度山形県障がい者雇用奨励金支給要綱

(目的及び支給)

第1条 知事は、県内事業所における障がい者の雇用を促進するため、令和6年4月1日から同年11月30日までの期間に、障がい者の新規雇用（現に雇用している労働者が中途で障がい者となった後も継続して雇用する場合を含む。）をした事業主に対して、この要綱の定めるところにより山形県障がい者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第1項に規定する事業主をいう。
- (2) 障がい者 次いづれかに該当する者をいう。
 - イ 障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（以下「身体障がい者」という。）
 - ロ 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者であって、身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「重度身体障がい者」という。）
 - ハ 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（以下「知的障がい者」という。）
 - ニ 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者（以下「重度知的障がい者」という。）
 - ホ 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者（以下「精神障がい者」という。）
- (3) 新規雇用障がい者 事業主に新たに雇い入れられた常用雇用の障がい者又は常用雇用の労働者で中途で障がい者となった者（雇入れ事業主の役員等（法人である場合には、その役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族に限る。）である者を除く。）をいう。ただし、新規雇用障がい者の雇用契約については、次のいづれかに該当するものに限る。
 - イ 雇用期間の定めのない雇用契約
 - ロ 1年を超える雇用期間を定めている雇用契約
 - ハ 1年以下の雇用期間を定めている雇用契約であっても、雇入れ日から1年を超えて継続して雇用されると見込まれる契約

- (4) 雇用保険被保険者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第37条の5第1項に規定する高年齢被保険者の特例に該当する者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）をいう。
- (5) 雇入れ日 次に掲げる区分に応じ、次に定める日をいう。
- イ 新たに雇い入れられた常用雇用の障がい者（トライアル雇用から常用雇用に移行した者を除く。）雇い入れた日
 - ロ トライアル雇用から常用雇用に移行した者 常用雇用移行日
 - ハ 常用雇用の労働者で、中途障がい者となった者 障がい者となってから勤務を開始した日

（支給対象事業主）

第3条 奨励金の支給の対象となる事業主は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 山形県内に主たる事業所を有すること。
- (2) 令和6年4月1日から同年11月30日までの間に、新規雇用障がい者を雇用保険被保険者として雇い入れること。
- (3) 奨励金の支給申請日において、前号に該当する新規雇用障がい者（以下「対象新規雇用障がい者」という。）が雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用されていること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業を実施していないこと。
- (5) 障害者雇用促進法第44条に規定するいわゆる特例子会社でないこと。
- (6) 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 宗教団体又は政治団体でないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与しているもの
 - ハ 役員等が自己、当該法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - ニ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$(A \times 2 + B + C \times 0.5) \times 50,000\text{円}$$

算式の符号

- A 重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上である者的人数の合計
- B 身体障がい者（重度身体障がい者を除く。）及び知的障がい者（重度知的障がい者を除く。）のうち1週間の所定労働時間が30時間以上である者並びに重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者（短時間労働者）の人数の合計
- C 身体障がい者（重度身体障がい者を除く。）及び知的障がい者（重度知的障がい者を除く。）のうち1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者（短時間労働者）並びに重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者のうち1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である者（特定短時間労働者）の人数の合計

2 前項の規定にかかわらず、1事業主が令和6年度に2回以上の交付の申請を行った場合の2回目以降の奨励金の額は、200,000円から当該事業主が前回までに支給の決定を受けた当該奨励金の合計額を差し引いた額を上限とする。

(支給の申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする事業主は、対象新規雇用障がい者の雇入れ日から3か月を経過した日の翌日から起算して2か月を経過する日又は令和7年3月15日（以下「申請期限」という。）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 支給申請書（様式第1号及び付表）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 対象新規雇用障がい者が障がい者であることを確認できる書類
 - イ 身体障がい者及び重度身体障がい者にあっては、身体障害者手帳の写し
 - ロ 知的障がい者及び重度知的障がい者にあっては、療育手帳の写し又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターの判定書の写し
 - ハ 精神障がい者にあっては、精神障害者保健福祉手帳の写し
- (4) 対象新規雇用障がい者の雇入れ時の雇用契約書の写しその他の雇用契約の内容が確認できる書類
- (5) 対象新規雇用障がい者の雇入れ日から申請日までのタイムカードの写し、出勤簿の写しその他の労働時間が確認できる書類

- (6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (7) 労働者名簿又は従業員名簿等常用雇用する労働者数を確認できる書類の写し
- (8) トライアル雇用の場合にあっては、ハローワークに提出した「トライアル雇用実施計画書」の写し
- (9) 奨励金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

（支給の決定）

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る奨励金を支給すべきものと認めたときは、速やかに奨励金の支給の決定をし、奨励金を支給すべきものと認められないときは、奨励金の不支給の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、奨励金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の支給を決定することがある。

（決定の通知）

第7条 知事は、奨励金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を奨励金の支給の申請をした事業主に通知するものとする。

2 前項の支給の決定は、奨励金の額の確定を兼ねるものとする。

3 知事は、奨励金の不支給の決定をしたときは、奨励金の支給の申請をした事業主にその旨を通知するものとする

（奨励金の支払）

第8条 知事は、前条の支給の決定後速やかに、事業主に奨励金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第9条 知事は、事業主が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、奨励金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 奨励金の支給の目的に著しく反する行為があったとき

2 知事は、前項各号に掲げる行為の事実について、山形労働局その他の関係機関に通報するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 知事は、奨励金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものと

する。

(関係書類の保管)

第11条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金の支給の申請及び受領を証する書類を、令和6年度から5年間整理保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第12条 この奨励金に関して知事に提出する書類は、山形県産業労働部雇用・産業人材育成課に提出するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。